

〔 職長・安全衛生責任者教育カリキュラム 〕

＜対象者＞

新たに職長の職務に就く第一線現場監督者及び常時 50 名以上作業場の各事業者代理者。

＜根拠法令＞

労働安全衛生法第 60 条に基づく事業場で新たにその職務につくことになった職長等の第一線現場監督者及び常時 50 名以上作業場の各事業者代理者としての安全衛生管理監督者に対して行う安全衛生教育。作業設備・作業場所の保守管理、異常時の措置、危険性又は有害性の調査、安全衛生責任者の職務、統括安全衛生管理の進め方等、職長及び安全衛生責任者に必要な安全衛生知識について習得。

労働安全衛生法施行令 第 19 条 （職長等の教育を行なうべき業種）

法第 60 条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ たばこ製造業
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）・ ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロハン製造業を除く）
- 3 電気業・ 4 ガス業・ 5 自動車整備業・ 6 機械修理業

労働安全衛生法 第 16 条 （安全衛生責任者選任配置）

＜カリキュラム＞

講習 内容	1. 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事	2. 0 時間
	2. 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	2. 5 時間
	3. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	4. 0 時間
	4. 異常時等における措置に関する事	1. 5 時間
	5. その他現場監督者として行すべき労働災害防止活動に関する事	2. 0 時間
	6. 安全衛生責任者の職務に関する事	2. 0 時間
	7. 統括安全衛生管理の進め方に関する事	
	合計	1 4 時間